

郵便入札について

(滞納整理システムの賃貸借用)

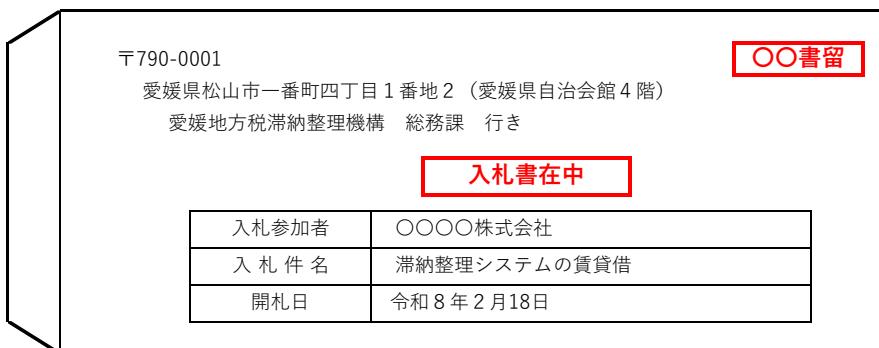
1. 入札書の提出について、**代理人の入札はできません。**
2. 郵便入札用の入札書（くじ番号※欄あり）を使用して作成し、封筒に入れてください。

※くじ番号とは

最低価格を複数の入札参加者が提示した際、落札者を決定するための計算に用いる数字です。最低価格提示者のくじ番号を合計し、最低価格提示者数で割り算した余りの数で落札者を決定します。

3. 入札書を直接入れる封筒（長3サイズ指定）には、「宛先（〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目1番地2（愛媛県自治会館4階）愛媛地方税滞納整理機構総務課 行き）」「**入札参加者**」、「**入札件名**」並びに「**開札日※**」を表記するとともに「**入札書在中**」と朱書きしてください。※開札日は令和8年2月18日です。

《封筒記載例》



4. 入札書の郵送方法

入札書を郵送される場合は、**必ず一般書留、簡易書留**のいずれかで郵送してください。郵送が困難な場合等においては、持参も認めます。なお、普通郵便等で提出された入札書は無効となります。

5. 入札書の提出期限

公告等により通知した入札書の提出期限（以下、「提出期限」という。）までに機構総務課へ到着するよう余裕をもって郵送してください。提出期限を過ぎた入札書は、無効となります。

6. 入札書の取り扱い

入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。また、開札時に入札書等に記載誤りがあった場合、入札書は無効となりますので、十分確認のうえ提出してください。入札が中止または無効となった場合、入札書は返却しません。

7. 辞退について

入札を辞退する場合は、電話連絡し、入札辞退届（任意様式）を郵送（又は持参）してください。

8. 開札時の立ち会いについて

開札時の立会いは不要ですが、立会いを希望される場合は開札日3日前（祝日・休日を除く）の正午までに開札立会申請書（様式第3号）をFAX（又は電子メール）にて送信してください。また、代理人が立ち会いを希望する場合は立会人委任状（様式第4号）を持参し、立会時に提出してください。

9. 再度入札について

1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合、2回再度入札を行います。

再度入札の開札日時は1回目の開札日の概ね5日後以内（祝日・休日を除く）に実施することとし、1回目の開札において有効な入札者に対して、再度入札を行う旨及び1回目の有効最低入札価格をFAX等により通知します。2回目入札が不落札の場合も同様です。

再度入札を通知された場合は、開札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開序日）までに1回目の入札と同様に入札書を郵送するか、直接持参してください。

10. 同額入札の場合

落札となるべき価格と同一価格の入札者が複数ある時は、くじ抽選により落札者を決定します。なお、くじ抽選の方法は別紙のとおりとします。

11. 郵便入札の無効

次のいずれかに該当するときは、無効となります。

- (1) 入札封筒に2以上の入札書が入っていたとき又は入札書が入っていないとき
- (2) 同一案件に2以上の入札書が届いたとき
- (3) 一般書留、簡易書留以外の方法で郵送されたとき（窓口への持参は有効です。）
- (4) 提出期限までに入札書が届かなかったとき
- (5) 封筒に必要事項が記載されていないとき
- (6) 入札書と入札封筒の入札件名が異なるとき
- (7) 代理人が入札したとき
- (8) その他指定された入札条件に合致しないとき

12. 入札結果について

落札者に対して速やかに通知するとともに、「落札者の名称」と「落札金額」を機構のホームページ及び掲示場において公表します。

また、入札参加者のみ、電話による問い合わせも可能です。

【問い合わせ先】

〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目1番地2（愛媛県自治会館4階）

愛媛地方税滞納整理機構 総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

E-mail e-kikou@ehime-kikou.jp

愛媛地方税滞納整理機構

くじの抽選方法（郵便入札）について

郵便入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いる場合は、以下の方法により落札者を決定する。

- 1 入札書に、くじ抽選用の3桁の任意のくじ番号をあらかじめ記入する。
なお、くじ番号が不明瞭又は未記入の場合、入札書到着順に001から番号を割り当てる。
- 2 入札参加者名簿（業者名称を五十音順に作成）の上位より順に、くじ対象者に対し、1、2、3・・・と1から順に「くじ抽選対象番号」を割り当てる。
ただし、末尾の番号は0とする。
- 3 同価格の入札書に記載された任意のくじ番号を全て加算し、「くじ番号合計値」とする。
- 4 「くじ番号合計値」をくじ対象者数で割ったときに余りの値と「くじ抽選対象番号」が合致した者を落札者とする。

〈計算例〉

会社名称	入札額	くじ抽選対象番号	3桁数字
(株)あ・・・	1,000,000	1	513
(有)い・・・	1,200,000		257
う・・・(株)	1,000,000	2	001
え・・・(有)	1,000,000	0	850

$$\underline{513} + \underline{001} + \underline{850} = 1,364 \Rightarrow 1,364 \div 3 \text{者} = 454 \text{【余り } 2 \text{】}$$

よって、上記例の場合、【余り2】と同数の「くじ抽選対象番号2」の「う・・・(株)」が落札者となる。